

－ 公募要領 －

平成22年度

(エネルギーイノベーションプログラム)

「蓄電複合システム化技術開発」

に係る公募について

【ご注意】

本事業への応募は、NEDO への書類提出に加え、府省
共通研究管理システム(e-Rad)への研究機関及び研究者
の登録、応募基本情報の入力が必要です。

平成22年5月18日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

燃料電池・水素技術開発部 蓄電技術開発室

(エネルギーイノベーションプログラム)

「蓄電複合システム化技術開発」に係る公募について

(平成22年5月18日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成22年度から平成26年度まで「蓄電複合システム化技術開発」プロジェクトを実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い応募ください。

記

1. 件名「蓄電複合システム化技術開発」

2. 事業概要

2-1. 事業内容

経済産業省では分散電源の大量導入による将来的な系統の不安定化に対する取り組みを、「新成長戦略（基本方針）」（2009年12月閣議決定）における「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」の中で「次世代エネルギー・社会システム実証」として実施する予定です。

本プロジェクトは上記の関連プロジェクトとして実施するもので、2020年以降の需要側での電力安定化対策に資するエネルギーマネジメントシステムに関わる蓄電池技術開発及び実証を行う事を目的とし、(a) 中核となる「需要側のエネルギーマネジメントシステム(EMS)用蓄電池技術の開発」、(b) 「上記蓄電池技術を用いたエネルギーマネジメントシステムの実証」、(c) 国際展開をも視野に入れ、「システム化としての評価技術開発、規格標準化等推進」の3つの課題に取り組むもので、下記の研究開発項目で実施します。

①要素技術開発： [共同研究事業（NEDO負担率：2/3）]

需要側に設置する蓄電池及びその利用技術の開発。また、これを用いたエネルギーマネジメントシステムの有効性を実証する。

②共通基盤技術開発： [委託事業]

国際展開も視野に入れ、システムとしての評価技術開発、標準化等を推進する。

（なお、本研究開発項目は、試験・評価方法、基準・プラットフォームの提案等、国民経済的には大きな便益がありながらも、民間企業の研究開発投資に見合うものが見込めない「公共財の研究開発」であり、委託事業として実施する。）

また、本プロジェクトではプロジェクトに全実施者をメンバーとする技術協議会（仮称）を設置し、課題（c）「システム化としての評価技術開発、規格標準化等推進」を効果的かつ効率的に推進するための国際規格標準化獲得に向けた活動、海外展開を見据えた海外調査、或いは他の関連プロジェクトとの連携等を行う予定です。

2-2. 研究開発期間と規模

研究開発期間は、平成22年度から平成26年度まで（平成27年2月28日まで）の5年以内とします。ただし、原則として最初の3年間は複数年度契約で行うものとします（進捗状況によっては計画途中で中止する場合もあり得ます）。また、3年目終了時の進捗状況によっては、計画途中で4年目以降の研究開発を中止する場合があります。

本年度は①要素技術開発及び②共通基盤技術開発の両方を公募します。平成22年度の予算は4

1. 01億円で、そのうち②共通基盤技術への予算は最大10億円として配分する予定ですが、最終的にはNEDOと提案者の間で協議のうえ決定します。(①要素技術開発は特に上限はありませんが残った予算の範囲内となります)。

2-3. 採択予定件数

予算の範囲内で採択します。採択予定件数は特に定めておりません。

2-4. 留意事項

i. ①要素技術開発への応募について

本プロジェクトは「次世代エネルギー・社会システム実証」(経済産業省新エネルギー社会システム推進室)と連携協力することにしております。提案される方は、「次世代エネルギー・社会システム実証」も参照下さい。

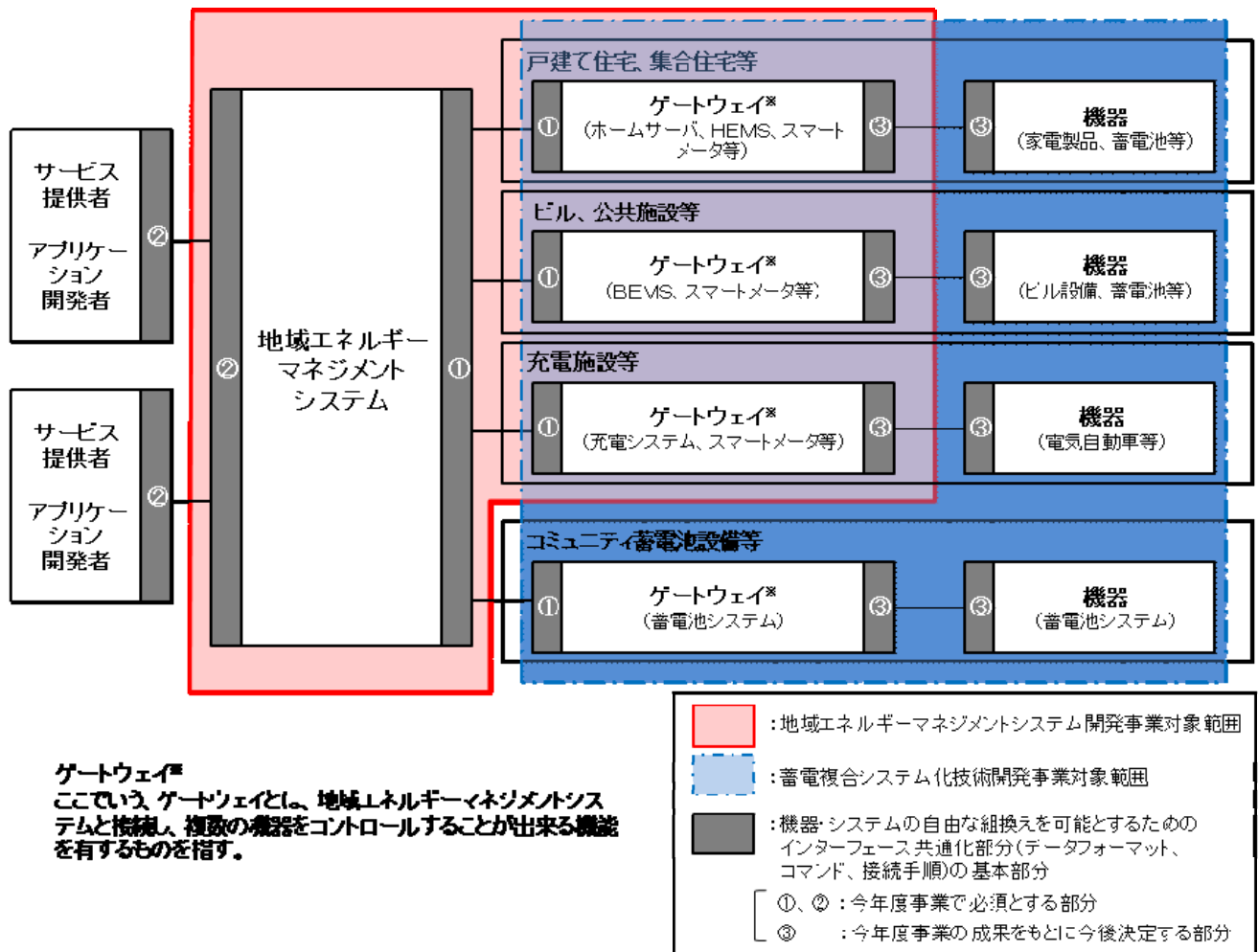
(参照リンク先：<http://www.meti.go.jp/topic/data/100518a01j.html>)

ii. 経済産業省実施「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」(経済産業省情報経済課)との関係について

「次世代エネルギー・社会システム実証事業」の関連プロジェクトとして、経済産業省が実施する「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」(2/3・定額助成事業)が予定されており、本プロジェクトと連携して実施することとしております。本プロジェクトとの関係は以下の図に示すとおりです。本プロジェクトの対象は、蓄電池を含む戸建て住宅、ビル、充電施設、コミュニティ蓄電池設備を対象としたHEMSやBEMS等のエネルギーマネジメントシステムであり、HEMSやBEMSを超えた地域エネルギーマネジメントシステムは対象外です。本プロジェクトに提案される方は、「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」の公募要領も参照頂き、応募下さい。なお、以下の図に示す各インターフェースの共通化部分については、経済産業省が実施する「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」で開発する共通仕様を実装することを想定しておりますので、提案の際には留意下さい。

※「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」で開発する共通仕様の実装について

- ・「地域エネルギーマネジメントシステム」とゲートウェイのインターフェース(データフォーマット、コマンド、接続手順)の基本部分については、「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」で開発した共通仕様を実装出来るようにしてください。
- ・ゲートウェイと各接続機器のインターフェース(データフォーマット、コマンド、接続手順)の基本部分については、「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」の成果を反映できるように留意してください。



本プロジェクトと「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」の関係図

iii. 技術協議会（仮称）での取り組みについて

プロジェクト内に設置する技術協議会（仮称）については、全実施者にこの技術協議会への参加を義務づけます。具体的には技術協議会の下にNEDOが必要に応じて各種検討ワーキングを立ち上げ、国際標準化獲得に向けた活動、或いは国際展開に向けた調査の検討等を行う予定です。また、経済産業省が実施する「次世代エネルギー・社会システム実証」、「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」等、他の関連プロジェクトとの連携も技術協議会、或いは各種検討ワーキングを通じて実施する予定です。この各種検討ワーキングの運営方法については、全実施者のうちNEDOが選定する実施者に主体的に行って頂きます。また、この活動内容については実施計画書へ速やかに適宜反映させ、活動費については基本的に各実施者の予算から計上する予定です。平成22年度に立ち上げる各種検討ワーキングは蓄電池システムに関わるインターフェースの国際標準化推進と安全信頼性の検討、及び海外展開を見据えた海外調査等を予定しておりますので、提案書には技術協議会と検討ワーキングへの貢献についても記載してください。

iv. スマートコミュニティ・アライアンスとの関係について

上記技術協議会のワーキング活動についてはスマートコミュニティ・アライアンスのワーキングと連携して実施する予定です。

3. 研究開発体制

単独又は複数で参加を希望する企業等からの公募を受け付けます。

4. 応募資格

応募資格のある法人は、次の i～vii までの条件、「基本計画」及び「平成 22 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- i. 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ii. 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- iii. NEDO がプロジェクトを推進する上で必要となる措置（プロジェクト内に設置する技術協議会（仮称）への参加義務、各種検討WGの主体的な運営活動、他の関連事業（スマートコミュニティ・アライアンス等）との連携等）を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- iv. 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- v. 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- vi. 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- vii. 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分について、国外企業等との連携により実施することはできる。

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書の紙媒体 3 部（正 1 部、副 2 部）及び CD-R（PDF 形式の電子ファイルを保存したもの）1 部を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

- ・提出期限：平成 22 年 6 月 16 日（水）12 時必着
※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ホームページにてお知らせいたします。
- ・提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
燃料電池・水素技術開発部 蓄電技術開発室 小林（憲） 宛
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミューザ川崎セントラルタワー 20 階
※郵送の場合は封筒の表に『「蓄電複合システム化技術開発」に係る提案書在中』と朱書きのこと。
※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。
※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要がある。

6. 応募方法

6-1. 提案書の作成に当たって

- ・提案書の記載様式は別添 1 を参照ください。別添 2 に従って研究開発責任者・サブプロジェクト

トリーダー候補の研究経歴書を、別添 3 に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。(主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。)

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・提案書の提出部数は、紙媒体 3 部 (正 1 部、副 2 部) 及び CD-R 1 部です。

6-2. 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・会社経歴書 1 部 (提出先の NNEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要)
- ・最近の営業報告書 (1 年分) 1 部
- ・NEDO から提示された契約書 (案) に合意することが提案の要件となりますが、契約書 (案) について疑義がある場合は、その内容を示す文書 3 部 (正 1 部、副 2 部)
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し 1 部。
- ・連携している、又は連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている (または既に受けている) 場合は NEDO が提供する国際共同研究に関する内容等の申請書 (英語様式) 1 部。(指定国の公的支援機関、申請書 (英語様式) とともに NEDO ホームページ上に別掲)

6-3. 提案書の受理等

- ・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡しします。
- ・提出された提案書等は返却しません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

6-4. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトを確認ください。

(e-Rad ポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>)

概略の手続きを以下の i~v に示します。

i. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者 (= 主要研究員) の所属する研究機関 (所属研究機関) が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を (事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて) 行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID (11 桁)、所属研究機関用 ID (10 桁)、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

(e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備 :

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>)

- ##### ii. 研究代表者 (= 主要研究員) のログイン用 ID (11 桁)、申請用は研究者番号 (8 桁) の取得
- 前記 i. で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログイン

し、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID (11 桁) 及び申請用研究者番号 (8 桁) とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

(所属研究機関用マニュアル(共通) 第 1.20 版 :

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)

iii. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDO の公募ホームページからダウンロードが可能です。) 申請書類等を作成・準備します。

iv. 応募基本情報の入力と申請 (共同提案の場合、代表提案者のみ)

(e-Rad の研究者向けページ : <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>)

(研究者用マニュアル (共通) 第 1.20 版 :

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)

v. 応募方法

前記iv. で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書(正)とともにNEDOへ提出してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

7. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者がNEDOの指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書(英語様式)に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。更に、取得した個人情報(研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、e-Radに登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

8. 委託先の選定について

8-1. 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の2段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

8-2. 審査基準

a. 事前審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか(不必要な部分はないか)
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか

- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置（プロジェクト内に設置する技術協議会（仮称）への参加義務、各種検討WGの主体的な運営活動、他の関連事業（スマートコミュニティ・アライアンス等）との連携 等）へ貢献できるか
- vi. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。また、国外の研究機関等とのパラレル支援※等の自国費用自国負担による国際連携として提案された場合は、その国際連携の内容が、国内研究機関等のみの連携よりもメリットがあることが明確であるか（プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。特に相手国研究機関等が NEDO の指定する相手国の公的支援機関（NEDO ホームページ上に別掲）の支援を受けようとしている（または既に受けている）ものである場合には、その妥当性が確認できるか等。）
 - ※「パラレル支援（コ・ファンディング）制度」： 国際共同研究における各参加機関への費用支援を、それぞれの国の研究支援機関等が自国参加機関分について個別に判断して行うもの
- vii. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）
- viii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- iii. 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項
 - 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 - 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 - 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 - 4. 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 - 5. その他主管部長が重要と判断すること。

8-3. 委託先の決定及び通知について

a. 採択結果の公表等について

採択された案件（実施者名、事業概要）は NEDO のホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

b. 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること等）は、その旨を採択通知に明記することがあります。

8-4. スケジュール

平成 22 年

5月18日： 公募開始

5月27日： 公募説明会（大阪会場：NEDO関西）

5月28日： 公募説明会（東京会場：経済産業省）

6月16日： 公募締切（12時必着）

6月中旬～7月上旬（予定）： 事前審査（外部有識者による審査）

7月中旬（予定）： 契約・助成審査委員会、委託先決定

7月下旬（予定）： 公表・プレスリリース

8月頃（予定）： 契約

- ・提案者は、NEDO が提示する委託契約書（案）及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。また、契約締結に伴う実施計画書の作成・提出、契約締結後に提出する各種申請・届出手続き及びその他情報共有においては、NEDO ポータルを利用して行うこととなります。NEDO ポータルについては以下のサイトを確認ください。

（NEDO ポータルサイト：<http://www.nedo.go.jp/portal/index.html>）

- ・採択された企業等と NEDO の間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合には、速やかに NEDO に変更内容を提出していただくこととなります。
- ・研究開発終了後、追跡調査・評価に協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、協力を頂く場合がございます。

8-5. その他留意事項

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを参照ください

(経済産業省ホームページ：<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを参照ください

(NEDO ホームページ：<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>)

- a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
 - iii. 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第117号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発

窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを参照ください

(経済産業省ホームページ：<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを参照ください

(NEDOホームページ：<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>)

a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

(<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

9. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたしますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。説明は日本語で行います。

また、説明会への参加には事前登録が必要です。出席を希望する方は、以下の事前登録用メールアドレス宛に、〔1〕法人名、〔2〕氏名、〔3〕電話番号、〔4〕Eメールアドレス、〔5〕希望会場を明記し、メールの題名にも希望会場を記載の上、事前登録してください。

登録期限：5月24日（月）17時必着

なお、事前登録の結果は、説明会の前日にEメールで連絡します。会場の都合上、応募者多数の場合は1法人2名までに限る等の人数調整を行う場合があります。

事前登録用メールアドレス：denchi-fukugou@nedo.go.jp

なお、「次世代エネルギー・社会システム実証」の関連予算である「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」との連携を図るために東京会場での説明会は合同で開催します。（「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業」の詳細については、経済産業省の公募案内を確認ください。）

<大阪会場>

日時：平成22年5月27日（木）15時00分～17時00分

会場：大阪市北区梅田3丁目3番10号 梅田ダイビル16階 NEDO関西支部オフィス

電話：06-4306-5020

<東京会場>

日時：平成22年5月28日（金）14時00分～17時00分

会場：経済産業省本館2階 西8 「2西8共用会議室」

電話：03-3501-1511（代表）

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、5月18日から6月11日の間に限り下記あてにFAXにて受付ます。ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

燃料電池・水素技術開発部 蓄電技術開発室 小林（憲）・原

スマートコミュニティ推進室 渡辺

FAX：044-520-5263

関連資料

- ・ 公募要領
- ・ 「蓄電複合システム化技術開発」プロジェクト基本計画
- ・ 「蓄電複合システム化技術開発」プロジェクト平成 22 年度実施方針
- ・ 提案書の様式（別添 1）
- ・ 研究開発責任者候補 研究経歴書（別添 2）
- ・ 主要研究員 研究経歴書（別添 3）
- ・ 提案書類受理票（別添 4）
- ・ 積算総括表（一般事業者用）（別添 5）
- ・ 積算総括表（大学等用）（別添 6）
- ・ 積算総括表（独立行政法人用）（別添 7）
- ・ 共同提案の場合の総合積算総括表（別添 8）
- ・ （参考資料）追跡調査・評価の概要
- ・ 業務委託契約標準契約書
- ・ 業務委託契約標準契約書（大学用）
- ・ 共同研究契約標準契約書
- ・ 業務委託費積算基準
- ・ 業務委託費積算基準（大学用）
- ・ 共同研究費積算基準
- ・ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について